

法務省政策評価有識者会議（第75回）議事録

1. 日 時

令和7年2月14日（金） 14：33～15：21

2. 場 所

オンライン開催

3. 出席者

<政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
井 上 東	公認会計士
猪 熊 律 子	読売新聞東京本社編集委員
(座長)小 川 恵 司	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部特任教授

<法務省出席者>

法務事務次官	川 原 隆 司
大臣官房政策立案総括審議官	上 原 龍
大臣官房秘書課付	満 田 悟
E B P Mアドバイザー	田 原 英 典
E B P Mアドバイザー	菅 章
大臣官房司法法制部審査監督課長	沖 田 政 人
大臣官房司法法制部付	坂 田 裕 紀
大臣官房司法法制部審査監督課補佐官	岡 田 康 裕
大臣官房司法法制部紛争解決業務認証第二係長	阿 部 愛 子

<事務局>

大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長	小 島 まな美
大臣官房秘書課法務専門官（政策立案連絡調整・政策評価担当）	城 暁 仁

4. 議 題

令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
令和6年度規制の事後評価書（案）について

5. 配布資料

- 資料1：令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）
資料2－1：規制の事後評価書（案）（債権管理回収業に関する特別措置法部分）
資料2－2：規制の事後評価書（案）（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律部分）

資料２－３：規制の事後評価書（案）（沖縄弁護士に関する政令部分）

資料３：令和７年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見

６．議 事

○事務局 それでは、定刻となりました。

本日はウェブ会議形式での開催となりますので、発言の際の留意点をお知らせいたします。

まず、カメラにつきましては常にオンでお願いいたします。

会議中のマイクについてですが、発言者以外はミュートでお願いいたします。御質問いただく際には挙手機能にてお知らせいただき、議事進行役が指名しますので指名を受けてからミュートを解除し、御発言をお願いいたします。発言が終了しましたらミュートに切替えをお願いいたします。

続きまして、会議に入る前に、本日の議事進行役を御紹介いたします。

本日の議事進行につきましては、小川恵司座長をお願いしたく存じます。

それでは小川座長、御進行のほどよろしくお願い申し上げます。

○小川座長 小川です。よろしくお願いします。

これより第７５回法務省政策評価有識者会議を開催いたします。

それでは、初めに川原法務事務次官から御挨拶がございます。お願いします。

○川原法務事務次官 法務事務次官の川原でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、第７５回法務省政策評価有識者会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

行政機関における政策評価については、昨年３月、総務省における政策評価の運用見直しを踏まえた「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」が策定されましたが、本年１月には、より効果的な政策評価の実現の観点から、政策活動別の効果分析事例を多数盛り込むなどの改定がなされたところです。

法務省においては、これまで令和５年３月に決定した基本計画に基づき、総合評価を主軸に置いた政策評価を進めておりますが、今後も引き続き、改定後のガイドラインも参考にし、適切な政策評価及びその結果を踏まえた政策の積極的な改善に努めてまいりたいと考えております。

本日は、「令和７年度の事後評価の実施計画（案）」及び「令和６年度の規制の事後評価書（案）」について、是非とも委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

最後に、今後とも、法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○小川座長 川原法務事務次官は、公務のため、ここで退席いたします。

続きまして、本日オンラインで御出席いただいている政策評価有識者会議の委員を五十音順で御紹介させていただきます。

朝日ちさと委員です。

○朝日委員 朝日です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小川座長 石谷匡希委員です。

○石谷委員 石谷です。よろしくお願い申し上げます。

○小川座長 井上東委員です。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○小川座長 猪熊律子委員です。

○猪熊委員 猪熊です。よろしくお願いいたします。

○小川座長 宮園久栄委員です。

○宮園委員 宮園です。よろしくお願いいたします。

○小川座長 本日、横田響子委員及び堀田聰子委員は、残念ながら御欠席となっております。

それでは、続きまして議事に入ります。

限られた時間ではありますが、効果的な政策評価の実施のため、有意義な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

まず初めに、令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について、事務局から説明及び事前に委員から聴取した質問・意見に対する回答をお願いします。

○事務局 それでは、令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について、事務局である大臣官房秘書課から御説明いたします。

次年度の事後評価実施計画の策定に当たっては、政策を所管する局部課等において、現在の取組状況に即した形とするため、本年度の計画の内容から一部変更した内容を案としてお示ししております。委員の皆様方へは事前にメールにて変更点をお伝えさせていただいておりますが、本日、その概要を改めて御説明させていただきます。

まず、初めに2ページ目を御覧ください。

政策体系について申し上げます。

Iの2、司法制度改革の成果の定着に向けた取組については、「（5）国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」の現在の取組状況を踏まえ、一部見直しております。

また、IIの4、「再犯防止等の推進」については、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されたため、計画名を変更しております。

続けて、6ページ目を御覧ください。

政策評価の実施対象政策について申し上げます。

こちらの記載につきましては特段の変更はございません。

なお、事後評価（総合評価）の対象政策を所管する局部課等は、令和7年度は刑事局及び訟務局、令和8年度は司法法制部を予定しております。

続けて、8ページ目を御覧ください。

事業評価方式により評価を行う政策について申し上げます。

1の（2）施設の整備のうち、松江法務総合庁舎新営工事及び沼津法務総合庁舎新営工事について、事後評価予定時期を未定としておりましたが、それぞれ庁舎の運用が開始したことから、事後評価予定時期を令和12年度と記載しております。

続けて、政策パッケージ・ロジックモデル及び付属表について申し上げます。

1 1ページから14ページを御覧ください。

「1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組」についてです。

13ページ以降の付属表の学校現場等への支援及び法教育に関する情報発信等につきまして、一部事業見直し、出前授業の実施状況、SNSによる情報発信、法教育教材の発送件数を記載しております。

続けて、15ページから18ページ目を御覧ください。

「2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」についてです。

16 ページ目のロジックモデル及び17 ページ以降の付属表につきまして、昨年6月の政策評価有識者会議でいただいた御意見等を踏まえまして、認証ADR制度の適正運用に関する指標を一部見直しております。

続けて、19 ページ目から22 ページ目を御覧ください。

「3 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」についてです。

19 ページ目のパッケージ、20 ページ目のロジックモデル及び21 ページ目以降の付属表に記載されている仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成については、昨年5月に政府指針である国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策が策定され、同指針に基づき施策を進めていくことに伴い、指標の一部を見直しております。

また、国内外企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発につきましては、指標2として設定していた内容について、国内及び国外のものを重複計上することを防ぐ観点から項目を集約するなど、指標を一部見直しております。

続けて、27 ページ目から33 ページ目を御覧ください。

「5 矯正処遇の適正な実施」についてです。

29 ページ以降の付属表につきまして、本年6月から拘禁刑の運用が開始することなどを踏まえ、指標を一部見直しております。

続けて、34 ページ目から39 ページ目を御覧ください。

「6 更生保護活動の適切な実施」についてです。

36 ページ以降の付属表について、形式的な変更のほか、「更生保護地域連携拠点事業」が「更生保護地域寄り添い支援事業」として事業名称等を変更する予定であることを踏まえ、指標を一部見直しております。

続けて、40 ページ目から42 ページ目を御覧ください。

「7 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」についてです。

42 ページ目の付属表につきまして、動員数は実施件数で対応することとしたことから、記載を削除するなど指標を一部見直しております。

続けて、43 ページ目から47 ページ目を御覧ください。

「8 民事行政の適正円滑な実施」についてです。

43 ページのパッケージ及び44 ページのロジックモデルについて、形式的な変更を行っております。

続けて、48 ページ目から51 ページ目を御覧ください。

「9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」についてです。

48 ページ目のパッケージ、49 ページ目のロジックモデル及び50 ページ以降の付属表につきまして、形式的な変更のほか、「女性の人権ホットライン」等の運用の見直しに係る現在の検討状況を踏まえまして、指標を一部見直しております。

続けて、56 ページ目から59 ページ目を御覧ください。

「11 法務行政における国際協力の推進」についてです。

昨年6月に開催した第73回法務省政策評価有識者会議において委員の皆様方から頂戴した研修参加者のネットワークに関する御意見などに基づき、ロジックモデルについて、現在

の取組状況を踏まえ、記載及び指標を一部見直しております。

また、成果目標に新たに記載しました指標⑨の「研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される」に係る付属表等については、内容の調整が済み次第、委員の皆様方には追って変更点を御連絡させていただきたいと考えておりますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

以上が、令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）における令和6年度同計画からの変更点でございます。

なお、ただいまの御説明の中で申し上げなかった「4 検察権行使を支える事務の適正な運営」及び「10 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」については、内容に関する変更はございません。

続けて、事前に委員の皆様方から頂戴しております御意見・質問への御回答について、事務局からお時間の都合により一部抜粋して申し上げます。

それでは、資料3を御覧ください。

はじめに、ナンバー3になります。「2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」の指標⑧であります「情報基盤サイトへのアクセス数が増加する」の部分について、石谷委員から御意見をいただいております。この件につきましては「認知度とアクセス数には相関関係がないとはいえませんが、評価として直結させるのはロジックとして不十分です。指標として、アクセス数だけではなく、SNS分析など、他の係数を追加する必要があると考えられます。なぜならアクセス数は広告の運用などで簡単に伸ばすことが可能だからです。」という御意見をいただいております。

こちらに関しては、例年インターネット広告を実施しておりますが、実施期間及び履行クリック数を指定しており、全体のアクセス数から広告分を除外することは可能です。計上する対象としては、インターネット広告を除外した数字とします。なお、指標には盛り込んでおりませんが、アクセス数に加えて滞在時間やページの遷移等も把握し、分析してHPの改修を図っていく予定です。HPを分かりやすい内容にすることで国民の皆様には参照してもらえるものになり、アクセス数が増加するのではと考えております。また、HPへのアクセスがADR・ODRの利用につながることで、別に設けている指標の「件数」の増加として現れてくると考えております。

続きまして、ナンバー6になります。「5 矯正処遇の適切な実施」の指標②であります「専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数」部分について、宮園委員から「正規か非正規か、常駐か否かも記載する必要があるのではないか」という御意見をいただいております。

こちらに関しては、常勤職員を正規、非常勤職員を非正規とすると、福祉専門官は正規職員、社会福祉士及び精神保健福祉士は非正規職員となり、いずれも24時間施設に常駐はしていないところ、委員ご指摘の点について検討を行ってまいります。

続けて、ナンバー16になります。「6 更生保護活動の適切な実施」になります。こちらのアクティビティである「地域における理解・協力の確保」に関連しまして、こちらも宮園委員から「連携している民間団体の数・種類をお示しいただきたい」という御質問をいただいております。

こちらに関しては、地域において連携している民間協力者として、例えば、1件目は保護

司になります。保護司とは、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っています。こちら、令和6年1月1日現在で4万6,584名が活動しております。

2件目は、更生保護女性会になります。こちらは、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力するボランティア団体であり、令和6年4月1日現在で地区会数は1,270団体、会員数は12万742人となっております。

続いて、3件目はBBS会になります。こちらはビッグ・ブラザーズ・アンド・シスターズの略称で非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体であり、令和6年1月1日現在で地区会数は445団体、会員数は4,487名となります。

4件目は協力雇用主になります。こちらは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主であり、令和5年10月1日現在における協力雇用主は2万4,969社となっております。

最後に、ナンバー19になります。「9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」における施策群「1 人権啓発」部分について、井上委員から「最近、企業内における人権問題が頻発しています。従って『企業に対して』の人権啓発活動をより強化すべきであると思いますが、具体的な記載がないので御検討いただきたい」という御意見をいただいております。

こちらに関しては、全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施するという記載に改めるとともに、関連する画像を追加させていただくことといたします。

以上で御紹介は終わりますが、本日御紹介できなかった御意見・御質問への御回答につきましては資料3に掲載しておりますので、御覧いただければ幸いです。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、事前に会議資料について御確認いただき、誠にありがとうございました。

最後に、先ほど川原法務事務次官からの挨拶の中にもございましたが、令和5年3月の総務省における政策評価の運用見直しにおいて、政策の特性に応じた評価が可能となるよう政策評価方式等を見直すこととされました。法務省においても、総合評価による事後評価の実施やEBPMアドバイザーの作成支援等による政策評価書の作成等を進めておりますが、令和5年3月の新たな基本計画の決定から2年が経過し、そのノウハウが少しずつ蓄積しつつあります。

今後においても、政策を所管する局部課等と緊密に連携をしながら、効果的な政策評価を実施し、それによって得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用していくために、今後も委員の皆様方からのお力添えを賜りたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○小川座長 ありがとうございました。

事前に聴取した質問・意見への回答は事務局から説明のとおりですが、追加で御意見・御質問のある委員は、挙手機能でお知らせいただければと思います。

井上委員、お願いします。

○井上委員 井上です。御説明いただきありがとうございました。あと、質問に対する回答もいただきましてありがとうございました。

質問させていただいた件について、御回答いただいた内容を前提に、もうちょっと掘り下げてお話をさせていただきたいのですが、そこに書いてありますように、人権問題というのは、ここには「企業内」と書きましたが、基本的に今、かなりいろんなところで話題になっていると理解しております。私の感覚で言うと、ちょっと前までは、人権問題というと、ある特定の層、一部の層の方が熱心にやられていて、国民全体に関心が拡大するところまではいっていなかった気がします。しかしながら、最近のフジテレビ問題に代表されますように、今はかなり国民全体に関心が拡大しているのではないかと思います。ということは、今、ここで効果的な政策をやるチャンスではないかと思っております。

過去に遡ると、例えば拉致問題、私も見たんですけど、「めぐみ」という映画がつくられましたが、残念なことにBBCの作品でした。日本でこういうものがつくられなかったということがありますし、ジャニーズ問題も、発端はBBC、国連人権理事会であり、いわゆる外圧によってこういうことが浮上してきました。最近のフジテレビ問題は内部告発ですので、これは外圧とは違うんですけど、これらの事例に見られるように、国内における政策が、人権問題、特に啓発に関してうまく広がってこなかったのではないかと思います。

いろいろな問題はあると思うのですが、もうちょっと取組方法を見直した方がいいのではないかとすることが一つ言えると思います。また、マスコミに関して言えば、こういった啓発に関しての役割を果たさなければいけないマスコミ自身が人権問題を引き起こしていたという、非常に大きな問題が浮上してきてしまったということだと思います。

現状で言いますと、法務省さんのホームページを拝見すると、「令和6年度啓発活動強調事項」ということで、人権問題に関し、「（１）女性の人権を守ろう」から、「（１７）震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」まで、PRをされています。今言った拉致問題ですとか、ジャニーズ、子供の人権問題、あとフジテレビ問題に関しては、一応これらの項目には全部入っていると思います。ただ、今申し上げたように、それが実効性のあるものになっていないところが課題であり、もうちょっと工夫をすべきところではないかというふうに思っています。

そこで、改善策として私をご提案したのが、この質問の１番目の、「企業というのをアプローチのターゲットとしたらどうか」ということです。これは今回入れていただいたということで一歩前進なんですけど、ただ、これを４８ページのところに入れていただいただけでは駄目で、その後の４９ページ辺りの「活動」、「活動目標」、「成果目標」にまで落とし込んでいただかないと、実際にはそれが具体化しないと思っています。

ですので、「４８ページのところの記載を変更しました」という御回答だと思うんですけど、実際には、４９ページの下半分の「活動目標」以下でどういう取組をしていくかということがやはり大事だと思っています。現状、「活動目標」が、「関心や理解の度合いに応じ人権啓発を実施する」と書いてあり、その下に「成果目標」として、「関心・理解の度合いが低い層に対してやっていく」と書いてあります。これはいいと思います。ただ、その

「低い層」が一体どういう層なのかとか、その層をどうやって見つけて、そこに効果的な啓発をしていくかというところ、ここが肝だと思います。そこが抜けていると思います。一方で全体的な絵柄、政策がどのように効果につながるかという、この図に関しての法務省さんの取組は全体的に本当に進化・発展しており、過去と比べるとすごく見やすくなっていると思います。

次にやるべきことは、この流れ図というんですか、この図を使ってさらに中身を変えていく、より実効性のあるものにしていくことだと思っています。この「成果目標」のところの「低い層」というところまでたどり着いているので、その「低い層」が、一体どこが「低い層」なのかといったリサーチをしたり、そのリサーチに基づいて施策をするというところまで書き込めるとより良いというふうに思っておりますので、その辺り、是非御検討ください。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○小川座長 井上委員、ありがとうございます。

続けて、朝日委員、よろしくお願いします。

○朝日委員 御説明ありがとうございました。

私も、各政策のロジックモデルについては、とても分かりやすいですし、指標もきちんと本質的なところを逃がさないように、すごく御苦労されて設定されているというふうに感じました。

それで、どの施策ということではなくて、全体的な指標とかのちょっとテクニカルな話でお聞きしたいんですけれども、指標が、どちらかというと、割合というよりは実施回数とか実数で取っているものが多いと思いました。何かこれを改善に今後につなげていくような分析をする際には、結構その分析のやり方次第という部分があるかと思うんですね。特に実数、割合もそうかもしれないんですけれども、明らかにターゲットが100%とかゼロとかを目指していて、そこに何%というものであれば分かりやすいんですけれども、そうじゃなくて回数を示された場合に、それを推進するとかいうことに対して、どう解釈、評価したらいいのかというのは結構難しいと思うんですね。

確認したいのが、この5年間、数字を取っていったって、その推移を上昇傾向とか下降傾向とか、そういうものと、あと活動と成果の関係みたいなことを分析されると思うんですけれども、それでもやっぱり難しい場合もあると思うんですね。あまり増えているか減っているかは分からなくてとか、やったこと、活動との関係が少しくま見えないとかいうことも出てくるかと思うんですね。ちょっと、その分析の仕方みたいなものをある程度想定した上での指標の設定というのも大事かと思うんですが、その点で、前の期、前の5年間の傾向がどうだったかということとの比較とか、多面的に見ていくことが必要だと思います。そういう形で分析をお願いしたいというのが一つ意見としてです。

前の5年間とかになると、指標を取っていないとかいうことも多分あるかと思うんですね。その辺りについて、分析の仕方ということについて、ロジックモデルを、つまり関係を見ていくということかとは思いますが、指標の取り方の方針ということについて何かお考えのところがあれば、一つお聞きしたいなと思うところです。お願いいたします。

○小川座長 朝日委員、ありがとうございます。

それでは、残り時間の関係で、次を最後の質問とさせていただきますと思います。

宮園委員、よろしくお願いします。

○宮園委員 ありがとうございます。宮園でございます。

この中に書いてあります質問の趣旨と、先ほどの御回答がちょっと合わないところがあったので、そういう場合はどうしたらいいのかなと思って御質問させていただきました。それはまた別途、機会をいただいた上で説明させていただくという形になるのでしょうか。

○小川座長 事務局から、お願いします。

○事務局 事務局でございます。

宮園先生からいただいた御質問の関係ですが、後ほど個別にやり取りをさせていただいて対応させていただきます。

○宮園委員 分かりました。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。質疑は以上とさせていただきます。

事務局におかれましては、本日委員から新たに提出された意見・質問について、政策を所管する部局課等へ共有の上、事後評価の実施内容について検討するなど、改善につなげるようお願いいたします。

次に、「規制の事後評価書（案）」について、評価対象施策を所管する司法法制部から説明をお願いいたします。

○沖田審査監督課長 司法法制部審査監督課長の沖田でございます。

私からは、債権管理回収業に関する特別措置法に係る営業不許可事由の緩和、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に係る欠格事由の緩和、沖縄弁護士名簿の登載取消事由に係る規制緩和の3点について御説明させていただきます。

資料では資料2－1から3が債権管理回収業、裁判外紛争解決手続、沖縄弁護士の順になっておりますが、御説明の都合上、沖縄弁護士から先にスタートいたしまして、次に債権管理回収業、その後に裁判外紛争解決手続の順で御説明させていただきます。

まず、沖縄弁護士名簿の登載取消事由に係る規制緩和についてでございます。

沖縄弁護士とは、沖縄の本土復帰の日の前日におきましてアメリカの施政権下で定められました沖縄の法令による弁護士であった者で、司法修習を終えていないなどの理由によりまして本邦の弁護士となる資格を有しないものの、沖縄の本土復帰に際して定められた政令により、沖縄県の区域内等に限って特別に弁護士の職務を行うことができるとされた者をいいます。沖縄弁護士は、弁護士法に基づく一般の弁護士と同様、日本弁護士連合会に備えた沖縄弁護士名簿に登載されることが、その資格要件となっております。

次に、規制緩和の内容でございますが、一般の弁護士につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく欠格理由の見直しによりまして、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除いたしました。この点、沖縄弁護士の業務も、地域的な限定があることを除けば一般の弁護士業務と同じであることから、弁護士の欠格事由が見直された趣旨は沖縄弁護士にも当てはまります。

そこで、沖縄弁護士につきましても、資格要件である沖縄弁護士名簿の登載取消事由から成年被後見人及び被保佐人を削除するとともに、これに代わる取消事由として、「心身の故障により沖縄弁護士の職務を適正に行うことができない者」を新設し、資格取消の可否を個別具体的に審査することとする政令改正を行いました。

次に、債権管理回収業に関する特別措置法に係る債権回収会社の営業不許可事由の緩和について御説明いたします。

債権回収会社とは、債権者から委託又は譲渡を受けて債務者から債権回収等を行う民間企業であり、通称サービサーと呼ばれております。サービサー制度は、弁護士でない者が営利目的で債権回収業務を行うことを原則禁止している弁護士法の特例として、法務大臣による許可制の下で民間業者に債権回収業を解禁したものでありまして、債権管理回収業に関する特別措置法、通称サービサー法においてサービサーの営業許可要件等が定められております。

規制緩和の内容でございますが、サービサー法についても、従前サービサーの営業不許可事由として、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」が取締役等に含まれる会社を規定しておりましたが、先般の成年被後見人等に係る欠格事由等の見直しによりまして、削除いたしまして、それに代えて、新たに「心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者」が取締役等に含まれる会社を営業不許可事由とする法改正を行い、営業許可の可否を個別具体的に審査するように改めました。

次に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に係る欠格事由の緩和について御説明いたします。

裁判外紛争解決手続、いわゆるADRの認証制度の概要でございますが、調停やあっせんといった裁判外の紛争解決手続は、総称してADRと呼ばれております。裁判所での調停や個別労働紛争解決制度のような行政が行うもののほか、民間事業者が実施するものがございます。これらのADRのうち民間事業者が実施するものについて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、通称ADR法に定める要件を満たしていることを条件に法務大臣が認証する制度がございます。

認証を受けた事業者が行うADRでは、時効の完成猶予といった法的効果が付与されるほか、ADRが成立した一部の和解については、裁判所の決定を経て強制執行をすることができます。

規制緩和の内容でございますが、ADR法につきましても、成年被後見人等に係る欠格事由の見直しによりまして、民間ADR事業者の認証に係る欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除するとともに、これに代えて、「心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者」を欠格事由とする規定を新設いたしまして、心身の故障がある者に対する認証の可否を個別的・実質的に判断するように改めました。

以上が各制度の概要と規制緩和の内容でございます。

続いて、これらの規制緩和に関する平成29年度及び令和元年度の事前評価について御説明いたします。

まず、沖縄弁護士に係る規制緩和の事前評価につきましても、新設する弁護士名簿の登載取消事由は、適正な職務執行の可否を個別具体的に判断するものであることから、成年被後見人等を対象とする従前の規定を削除することによる沖縄弁護士の依頼者等への負の影響は特段想定しておりませんでした。

また、費用の点におきましても、沖縄弁護士名簿の登載取消を審査する日弁連が、従前から弁護士法の同様の規定に基づきまして一般の弁護士について同種の審査を実施してきたことや、審査の対象となり得る沖縄弁護士自体が平成30年度末時点で8名のみであったことから、遵守費用は僅少であると想定しておりました。

サービサー及びADRに関しても、新設する規定は適正な業務遂行の可否を個別具体的に

判断するものであることから、成年被後見人等を対象とする従前の規定を削除することによって生じるサービサー及び認証ADR事業者の適正な業務運営の確保等への負の影響は特段想定しておりませんでした。

また、費用の点につきましても、営業許可や認証審査に関して規制緩和の前後で手続や提出書類の取扱いを変更することは基本的に想定していなかったことや、制度の開始以降、成年被後見人等に該当することを理由に営業許可や認証を拒絶した事例が存在しなかったことから、遵守費用及び行政費用は特段発生しないものと想定しておりました。

最後に、事後評価でございます。

いずれの制度に関しても、新設された規定に関する審査事例自体がなく、遵守費用は特段発生していないものと承知しております。沖縄弁護士に関しては、規定の対象となり得る名簿登載者が令和6年12月時点で3名のみでございまして、そのことを考えますと、事前評価時と同様、仮に今後遵守費用が発生したとしても極めて僅少であることが考えられます。サービサー及びADRにつきましても、今後の遵守費用及び行政費用の発生は見込まれておりません。その他、いずれの制度におきましても、規制緩和による支障、事前評価時の判断に影響を及ぼす事情等が生じていないことから、引き続きこれらの規制緩和を継続してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。御意見・御質問のある委員は挙手機能でお知らせ願います。

特にないようですので、質疑は以上とさせていただきます。引き続き施策の実施をよろしくお願いいたします。

本日の議事は以上です。

本日の会議でのやり取りを踏まえ、上原政策立案総括審議官から御発言をお願いします。

○上原政策立案総括審議官 政策立案総括審議官の上原でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、第75回法務省政策評価有識者会議に御出席いただきありがとうございます。

また、委員の皆様から貴重な御意見を頂戴し、有意義な時間だったと思っております。頂戴した御意見をを参考にさせていただきながら、まだお返しできていないところについてはしっかりとお返しした上で、次年度以降に向けて、より効果的な政策評価の実現に向けて関係部課と連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

法務行政につきまして、今後も一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

○小川座長 ありがとうございます。

最後に、今後の予定等について事務局からお願いします。

○事務局 次回の法務省政策評価有識者会議につきましては、本年6月頃の開催を予定しております。追って日程の調整をさせていただきますので、あらかじめ御承知おきますようお願いいたします。

本日は、事前の御意見・御質問の御提出から本日まで御対応いただきまして誠にありがとうございました。

事務局からは以上です。

○小川座長 それでは、お時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。
皆様、本日は誠にありがとうございました。

－了－